

施設使用時の注意事項（北有馬老人福祉センター）

利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （１） 火災盗難の防止、秩序維持に協力すること。
- （２） 許可なく寄附の募集や物品の販売、宣伝、広告等をしないこと。
- （３） 動物を連行しないこと。
- （４） 他人に迷惑を及ぼす物品を携行しないこと。
- （５） 職員の指示する事項に従うこと。
- （６） 利用者は、建物、施設備品等を滅失、き損したときは、直ちに係員に届け出なければならない。
- （７） 利用者は、その利用が終わったときは、利用した設備等を原状に復さなければならない。